

## 吉野町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(案)に関するパブリックコメント実施結果について

吉野町のごみ処理に関する基本的な事項を定める「吉野町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」について、計画の策定にあたり、町民の皆様のご意見を参考とするため、検討途中の素案を公表し、意見募集(パブリックコメント)を実施しましたので、その結果を次のとおり公表します。

貴重なご意見等ありがとうございました。

### 1. 意見募集(パブリックコメント)の概要

- ・ 募集期間 令和3年1月28日(木)から2月10日(水)
- ・ 募集方法 直接持参、郵送、ファックス、電子メール
- ・ 閲覧方法 町ホームページ、吉野町役場本庁1階ロビー、吉野町役場飯貝庁舎 暮らし環境整備課窓口、吉野町役場すこやか一番館長寿福祉課窓口、龍門総合会館内、中竜門地域振興センター内、国栖中央公民館(国栖の里総合センター)内、吉野運動公園1階ロビー
- ・ 提示素案
  - ① [吉野町一般廃棄物\(ごみ\)処理基本計画\(案\) pdf](#)
  - ② [【概要版】吉野町一般廃棄物\(ごみ\)処理基本計画\(案\) pdf](#)

### 2. ご意見等の提出数

- ・ 5人(18件)
- ・ 寄せられた主なご意見等(質問・意見・提案等)は、パブリックコメント手続き(令和3年1月28日~令和3年2月10日)での意見募集を通じて寄せられたものです。

### 3. ご意見等と回答

- ・ 町民の皆様から寄せられた主なご意見等の要約とご意見等に対する町の考え方(回答)は次のとおりです。
- ・ なお、ご意見等の要約と考え方(回答)は、六つの内容に区分して表示しています。

区分番号	ご意見等の要約	考え方(回答)
1	<p><b>吉野町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の策定と実行について</b></p> <p>・このごみ処理基本計画は概要版でよく理解できました。町長は、ケーブルテレビのあり方検討委員会の要約放送においても、「町民の意見を十分に取入れて持続可能なごみ処理を行う」と表明されている。このごみ処理基本計画を3月開催の定例議会において審議いただき、新たなごみ処理施策を策定実行していただくようお願いしたい。</p> <p>・この程度の基本計画では、検討委員会を含め本計画の意義自体が甚だ疑問である。</p>	<p>今回策定します吉野町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画は、下記に示す「吉野町における一般廃棄物処理のあり方検討委員会」からの提言を踏まえ、吉野町の現状や、吉野町単独でのごみ処理に移行した場合の処理体制の変更等を含め、ごみの中間処理全般について、長期的な方向性を定める必要があることから、ごみ処理の基本的な事項を定めるものであり、令和3年3月開催予定の吉野町議会定例会で説明させていただいた後、計画が実行できるよう準備を進めたいと考えております。</p> <p>吉野町では平成31年1月に「さくら広域環境衛生組合」から脱退することを表明して以来、今後のごみ処理について処理方針案の検討を行ってまいりましたが、町民の生活に密接に関わるごみ処理事業であることから、住民の意見の聴取や反映を行い、幅広い観点から必要な事項を総合的に検討していくため、令和2年6月に「吉野町における一般廃棄物処理のあり方検討委員会」を設置しました。</p> <p>この検討委員会には、地域の代表者や公募委員、ごみ処理に関し識見を有する方などの委員を委嘱させていただき、合計4回の委員会において、今後のごみ処理の基本的な方針やあり方について調査、検討をいただき、令和2年12月に開催された第5回委員会において、検討委員会から町長に提言書の提出をいただいております。</p> <p>具体的な内容は、町ホームページのトピックス一覧内、「2021年1月22日 吉野町における一般廃棄物処理のあり方検討委員会」の暮らし環境整備課環境対策室からのお知らせにおいて、第1回委員会から第5回委員会の委員会次第、委員会資料、会議録、並びに第5回委員会において吉野町長に提出されたあり方委員会からの「提言書」を公開しています。</p> <p>委員会では、吉野町の現状の把握と考え得る方策を調査・整理したうえで、今後の吉野町にふさわしいごみ処理方針について検討するため、現在のごみ処理状況、ごみ処理における課題、ごみ処理方法における費用比較、実現可能性等の考察を踏まえ、ごみ処理の広域化の必要性、各処理方法におけるメリット・デメリット、民間委託の事例・問題点などについて検討・審議をいただきました。</p>

<p>1</p> <p>・なぜ、さくら広域環境衛生組合から離脱したのか、どのようにして単独で対応していくのか、その説明も明確なビジョンもこの計画概要には全くありません。あくまで中身の無い理想イメージの提示のみですよね。まずは組合離脱にかかわる説明と離脱によるメリットの根拠の提示を先にするのが筋というものと思います。</p> <p>・なにが問題なのか。住民に開示すべき情報はなにか、自治体として取り組まなければならないことはなんなのか、もう一度最初から考え直してから議論することをおすすめします。</p>	<p>吉野町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の策定の趣旨は、「吉野町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」本編の1ページ、概要版の1ページに明記しています。現在のごみ処理が吉野広域行政組合・三町村クリーンセンター(構成町村:吉野町・川上村・東吉野村)を主体として実施され、燃えるごみの処理は吉野広域行政組合から橿原市へ処理委託が行われております。将来的には、「さくら広域環境衛生組合」の新施設稼働に伴う処理体制の変更等を踏まえ、ごみ処理全般について、長期的な方向性を定める必要があることから、処理体制の変更への対応やごみ処理の広域化の検討を進めながら、生活環境の保全と適正処理を推進し、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会を構築するため、ごみ処理の基本的事項を定めるものです。</p> <p>このため、本基本計画案では、本編の34ページにおいて、ごみ処理の現状を踏まえた課題を抽出し、その内容や実態を分析したうえで解決策を検討し、方針・目標を策定することとしています。</p> <p>計画策定の基本的な方針は、本編の35ページから39ページ、概要版の4ページ、5ページに明記しており、「ごみの排出抑制と適正処理による循環型社会のまちづくり」を基本理念として、基本理念を達成するための三つの基本方針を示しています。</p> <p>自治体として取り組むべき事項については、本編の46ページから50ページ、概要版の7ページに「目標達成に向けた施策・事業の体系」として記載しており、それぞれの取り組みを推進することにより、基本理念及び基本方針の実現を目指します。</p> <p>本基本計画は、令和3年度から新たな10年間の長期計画としますが、本町では、「さくら広域環境衛生組合」のごみ処理施設稼働に伴い、現在のごみ処理行政が大きく変化することが想定され、その時点で計画を見直し整理する必要がありますが、現時点での検討方針を示しており、課題に対する個別の検討の継続が必要となります。</p> <p>将来のごみ処理方法と移行に向けた方針については、本編の51ページから54ページ、概要版の8ページに明記しており、燃えるごみについては、橿原市への処理委託終了後の令和6年4月を分岐点として、燃えるごみ以外のごみについては、令和5年度中に想定される「さくら広域環境衛生組合」の新施設稼働の時点を分岐点として、将来のごみ処理方法の検討項目や考え方を示しています。</p>
--	--

<p>2</p>	<p><b>将来的なごみ処理の広域化や自治体間の連携等について</b></p> <p>・さらなる広域化の実現可能性をどのように考えているのか。</p> <p>・「さくら広域環境衛生組合」を脱退した以上、令和6年4月より、吉野町独自でごみ処理をせねばならない。「一般廃棄物処理のあり方検討委員会」の提言にあったように、一般廃棄物の処理方針として、他の自治体や組合等への焼却委託の交渉を最優先にすすめるべきだと思う。</p> <p>・今は、橿原市に委託している状況だが、橿原市が未来にわたって絶対に、ごみの受け入れの制限や拒否を通達してこないという保証はありますか。</p>	<p>ごみ処理行政における国や県の動向は、吉野町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画本編の22ページから24ページまでに記載しています。この中の「5) 持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」の項目において示す方針では、地域の実情に応じて100t/日以上や300t/日以上のごみ焼却施設の設置を検討することや、ごみ種別処理分担、大都市での受入、相互支援、民間活用等の参考事例により、持続可能な適正処理の確保に向けた国の考え方が示されています。</p> <p>吉野町においても、将来にわたって廃棄物の適正な処理を確保するため、国や県の方針を踏まえ、広域圏での一般廃棄物の排出動向や施設の稼働年数等の状況等を見据え、将来的には近隣市町村との新たな広域化を目指すべく、引き続き、奈良県や関係市町村に対して広域化の働きかけも行っていきたいと考えています。</p> <p>また、奈良県内の焼却施設にあっては、まもなく耐用年数を迎える自治体や組合等も複数あることから、近い将来の動きを見据えることや、県や近隣市町村の情報の収集に努めたいと考えています。</p> <p>橿原市への燃えるごみの処理委託については、橿原市と吉野広域行政組合(吉野三町村クリーンセンター)との間で、「一般廃棄物(可燃ごみ)処理に関する協定書」が令和2年10月9日に締結され、受入期間は、令和6年3月31日までとされています。</p>
<p>3</p>	<p><b>排出抑制及び再使用を優先した3Rの推進、基本理念達成のための三者の役割について</b></p> <p>・計画概要に一番にあがるのが住民のごみ減量呼びかけというのは、この問題に危機意識もなく住民にツケを負わせて逃げようとしているようにしか見えませんが、どのようにお考えでしょうか。</p>	<p>ごみの排出を抑制し、また発生したごみを適正に処理していくことは、現在及び将来の町民の良好な生活環境の保全・公衆衛生の向上に欠かせないものであり、このことをごみ処理基本計画の基本的な方針として、吉野町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画本編の36ページから39ページまでに、概要版の3ページから5ページまでに基本理念と基本方針1~3として明記しています。</p> <p>ここでは、基本理念の「ごみの排出抑制と適正処理による循環型社会のまちづくり」を推進するため、「3R」の取組み推進による環境負荷の低減や町・町民・事業者の三者が連携し、三者協働による「3R」の推進と持続可能な社会の形成を構築する目標を掲げ、三者の役割を整理しています。町では、町民や事業者の協力を得るための呼びかけや仕組みづくりの整備を行い、地域と連携した協働の仕組みを構築することを目指しています。</p>

4	<p><b>適正処理の推進(安心できるごみ処理体制の確保)について</b></p> <p>・吉野町が確保しているごみ処理施設と制度が無いというのが最大の問題であり、真っ先にあげるとは安定的なごみ処理施設と制度の確保と稼働であるはず。</p> <p>・先にすべきことは住民の健全な生活環境の確保であり、まずはごみ処理を確約できる状態にあることが前提ではないのですか。</p>	<p>安定的なごみ処理施設と制度の確保と稼働等についての方針は、吉野町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画本編の38ページから39ページ、概要版の5ページに基本方針3「適正処理の推進(安心できるごみ処理体制の確保)」に明記しています。</p> <p>ここでは、「ごみ処理は、住民生活に深く関わりを持ち、環境衛生上欠くことのできない事業であり、発生したごみについては、住民の安全・安心を確保したうえで、環境にも配慮しつつ、安定的に収集・処理を行う必要がある。このため、町では、さらなる広域化・共同処理に参画することも視野に入れ、安心、安全にごみ処理を実施できる体制・施設の整備や町民サービスの充実など、安心できるごみ処理体制の確保を図る。」としています。具体的な取組み予定は、基本計画本編の38ページから39ページに、「1)収集・運搬計画」「2)中間処理計画」「3)最終処分計画」として記載しています。</p>
5	<p><b>ごみの処理手数料について</b></p> <p>・町民の関心事は、ごみの処理代金が未来に上がるかどうかではないのか。</p> <p>・3年後に民間処理委託を選ぶ場合は、町民のごみ処理代金はいくらになるのか。試算を開示すべき。</p>	<p>現在のごみ処理手数料は、吉野町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画本編の12ページに掲載しています。この手数料料金は、吉野広域行政組合(吉野三町村クリーンセンター)の条例で規定されており、吉野町単独でのごみ処理に移行後の処理手数料は、町議会での審議を経て、吉野町条例で規定されることとなります。</p> <p>ごみ処理手数料の考え方として、周辺市町村等のごみ袋料金等との整合、ごみ袋等販売収入の活用方法、指定袋制度と家庭ごみの収集・処理コスト負担のあり方、住民の理解が得られる範囲等を検討することにより、料金設定を予定したいと考えています。</p> <p>将来のごみ処理方法と移行に向けた方針については、基本計画本編の51ページから54ページ、概要版の8ページに明記していますが、今後の検討の進捗状況により具体的な施設整備内容や処理体制をできるだけ早期に策定し、ごみ処理代金についても検討資料を作成したいと考えています。</p>

6	<p><b>「さくら広域環境衛生組合」からの脱退について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「さくら広域環境衛生組合」から吉野町が脱退した経緯を明確に公表すべき。</li> <li>・組合を離脱した理由を数字の根拠を持って開示すべき。</li> <li>・組合離脱の理由とメリット、離脱にかかわる一連の流れの開示を。</li> <li>・長年にわたって行動を共にしてきた川上村も東吉野村も「さくら広域環境衛生組合」にそのまま加入されているのではないか。もう少し色々な観点からの考察がなかったのか。</li> </ul>	<p>今回策定を予定する吉野町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画は、吉野町が「さくら広域環境衛生組合」から脱退したことも踏まえ、令和3年度以降のごみ処理について、処理体制の変更への対応を含め、生活環境の保全と適正処理を推進し、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の構築を目指すため、ごみ処理の基本的な事項や方針を定めています。</p> <p>なお、吉野町が「さくら広域環境衛生組合」から脱退するに至った経緯については、平成30年12月14日に開催された平成30年第4回吉野町議会定例会(第2日目)において、議員提案としての決議案「さくら広域環境衛生組合からの脱退を求める決議について」が全会一致で可決された後、平成31年1月16日に開催された平成31年第1回吉野町議会臨時会において、町長提案としての議案「さくら広域環境衛生組合から脱退することについて」が全会一致で可決されています。</p> <p>それぞれの内容については、町議会の議事録として吉野町ホームページで公開しています。経緯についてのご理解をお願いいたします。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「さくら広域環境衛生組合」では、吉野町の脱退を機に事業計画を縮小されたため、完成時の処理能力で吉野町のごみ処理を引き受けていただくことはできません。しかし、吉野圏域の人口減少に伴いごみ量が減少することから、将来的には吉野町のごみも処理いただけるものと思われることから、再加入させていただくこと、そしてその再加入を前提に、5年先、10年先、15年先のシュミレーションを基に、吉野町の処理仕切れない分の焼却を、近隣の自治体や組合へお願いしていただきたい。</li> <li>・脱退の経緯を明確にしたうえで、もう一度討論して事によっては、さくら広域環境衛生組合に対して、謝罪し組合に戻して貰うことが最善の策に思う。</li> </ul>	<p>「さくら広域環境衛生組合」への再加入については、吉野町が平成31年1月に「さくら広域環境衛生組合」からの脱退予告を行ったことに伴い、組合では施設整備計画の縮小、見直しを行われ、既に「新ごみ処理施設進入路・敷地造成工事」「新ごみ処理施設整備工事」に着手済みで、施設竣工に向けての手続きを進められています。組合への再加入については、本町の方針決定や各町村の理解が必要となりますが、既に計画が見直され、工事が進捗されていることから現時点では極めて難しい状況であると考えます。</p>